

ASEAN 各国の知財当局による特許情報発信の現状

Current Statuses of Patent Information Dissemination by the IP Offices of AMSs



独立行政法人日本貿易振興機構 バンコク事務所 知的財産部長 **大熊 靖夫**

1997年特許庁入庁。審査官、審判官のほか、在外研究員、国際課長補佐などを経て、2011年9月より日本貿易振興機構バンコク事務所勤務。バンコク事務所では、東南アジアにおける知的財産関連の調査や事業を担当。

✉ bgk_ip@jetro.go.jp

☎ +6622536441 ext.140

1. はじめに

今日、東南アジア諸国連合（ASEAN）が改めて注目されているが、これは単なるブームではない。着実な経済成長や、中国、インドとの自由貿易協定、2015年の実現を目指す ASEAN 共同体構想など、そこには衆目を集める具体的な理由がある。

特許情報の分野も例外ではない。近年、世界中の特許情報提供会社が東南アジア各国における特許情報の充実を競い、東南アジアの主要国に事務所を構える動きもある。日本においても、様々な官民組織が同地域における特許情報の整備に関する調査や働きかけを行っている。

かように熱を帯びる東南アジアの特許情報に関して、日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所は昨年度、「ASEAN 各国における産業財産権情報へのアクセス性」と題する調査を行った。同調査は、特許庁委託事業の一環として、TMI Associates (Singapore) LLP が実施したものである。調査結果は、報告書として JETRO のウェブサイトに掲載されたほか、本年3月にはシンガポール、6月には東京においてそれぞれ開催されたセミナーなどで発表された。

本稿では、上記の調査結果などを踏まえて、ASEAN 各国の知財当局による特許情報発信の概況を簡単にご紹

介する。

なお、各国知財当局のウェブサイト上で提供される特許情報の具体的な検索機能については、知的財産情報検索委員会第2小委員会「ASEAN 特許調査に関する研究」日本知的財産協会『知財管理』第63巻第7月号、2013年、1135頁が詳しい。

2. ブルネイ・ダルサラーム国

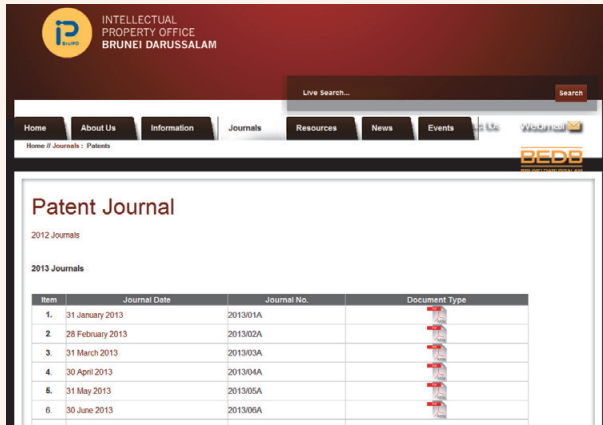
ブルネイ・ダルサラーム国（ブルネイ）は、ボルネオ島の北部に位置する。マレーシアに囲まれた6千平方キロ弱の面積に、40万強の人口を擁する。

特許情報に関する規定としては、ブルネイ特許令第27条に、特許登録官は、原則として特許出願が出願日を取得したのち、所定の期間の満了後、速やかに出願を公告する旨が定められている。また、同令第34条第1項には、特許登録官は、特許の付与後速やかに特許が付与された旨の告示を公報において公告するとされている。さらに、同条第2項には、公告の内容について、特許に関する告示を公告すると同時に、特許明細書、所有者・発明者の名称などの情報を公告すると規定されている。

そして、これらの公告はブルネイ知的財産庁(BruIPO)

が紙媒体で発行するほか、同庁のウェブサイト（図1）を通じても公開される。ウェブサイトに毎月掲載される公報「Patent Journal」には、当該月における公告対象出願の出願番号、出願日、特許番号、特許付与日、出願人、発明の名称などの情報が英語で列記されている。

なお、現時点において、同ウェブサイトの特許情報の検索機能は備わっていない。



（図1）BrulPO ウェブサイトの公報掲載ページ
<http://www.brunei-patents.com.bn/index.php/journals/patents> (2013/7/27 アクセス)

3. カンボジア王国

カンボジア王国（カンボジア）は、インドシナ半島の中部に位置し、ベトナム、ラオス、タイと国境を接する。約18万平方キロの面積に1千数百万の人口を擁する。

特許情報に関する規定としては、カンボジア特許法第39条に、鉱工業エネルギー省産業財産権部の責任者である登録官は、特許の付与を行った場合、当該登録を公告する旨が定められている。

しかし、カンボジアには未だ特許登録の実績が無いと言われており、公告の実態も不明である。そのため、特許情報調査についても、現時点ではその対象が適切には存在しない。

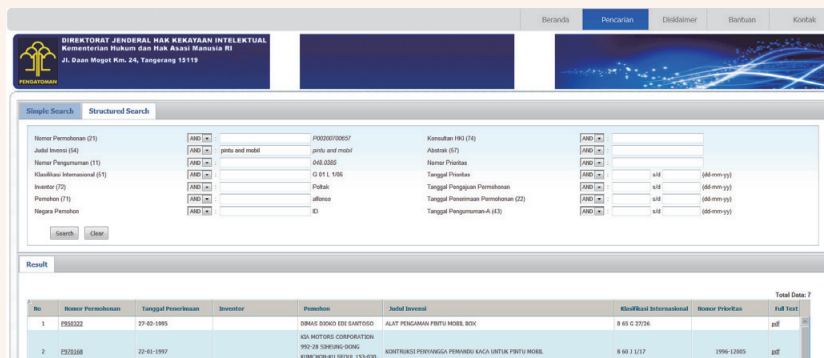
4. インドネシア共和国

インドネシア共和国（インドネシア）は東南アジア地域の南部に位置し、赤道をまたぐ約1万7千の島々からなる世界最大の島嶼国である。約190万平方キロの面積に世界第4位、約2.4億の人口を要する世界最大のムスリム国家でもある。

特許情報に関する規定としては、インドネシア特許法第42条に、インドネシア知的財産総局（DGIPR）は、方式要件を満たした特許出願に対して、原則として出願日から18月後に当該出願情報を公開する旨が定められている。そして、同法第44条は公開時の内容を規定しており、発明者の氏名、出願人及び代理人の氏名及び住所、発明の名称、出願日、要約、発明の分類、図面、公開番号、出願番号などが含まれるとしている。

出願情報を公開する方法については、同法第43条において、DGIPRが定期的に発行する特許公報に掲載すること、及び／又は、総局により提供される公開専用の掲示板に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように掲示する旨が規定されている。

DGIPRは、公報を紙媒体で発行するほか、ウェブサイトへも掲載し、また、特許情報の検索も可能となっている（図2）。検索に際して、使用言語はインドネシア



（図2）DGIPR ウェブサイトの特許情報検索ページ
<http://paten-indonesia.dgip.go.id/psearch> (2013/7/27 アクセス)

語であるが、出願日や出願番号、公開番号、出願人名、代理人名、IPCなどで検索できる。また、検索では公報も表示できる。ただし、書誌情報を含むデータの欠損については十分注意する必要がある。

5. ラオス人民民主共和国

ラオス人民民主共和国（ラオス）は中国、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、タイと国境を接する、ASEANで唯一の内陸国である。約24万平方キロの面積に約6百万の人口を擁する。

特許情報に関連する規定として、ラオス知的財産権法第38条には、ラオスの産業財産権の登録局は、特許出願の方式審査を行った後、登録局は原則として、出願日から17ヶ月目に産業財産権公報に当該発明を公開する旨が定められている。また、同法第42条には、特許の付与時にも登録情報を産業財産権公報に掲載する旨が記されている。

しかし、ラオスにおける特許出願は少なく、未だ特許登録の事例は無いとも言われている。そのため、特許公報の発行実態も不明であり、特許情報調査もその対象が適切には存在しない。

6. マレーシア

マレーシアは、マレー半島南部及びボルネオ島北部に位置し、約33万平方キロの面積に約2千8百万の人口を有する中進国である。

特許情報に関する規定として、マレーシア特許法第

34条には、登録官は、原則として出願日から18か月後に出願情報を公開することが定められている。同条には、公開する情報についても、出願人名、代理人名、出願番号、出願日、優先権情報、明細書、クレーム、図面など、その対象が明記されている。

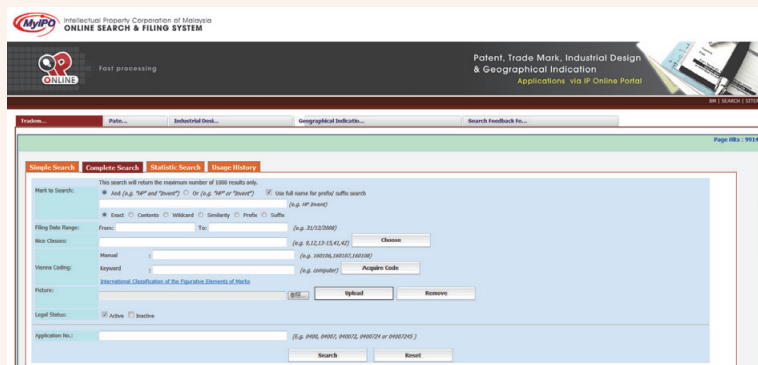
なお、同法第31条には、登録官は、実体審査が完了し特許を付与した場合、速やかに当該登録を公告する旨も規定されている。

これらの公開情報は、マレーシア知的財産公社(MyIPO)が定期的に発行する公報に掲載されるほか、同社のウェブサイト(図3)に掲載される電子公報「IP Online Journal」中にも記される。そして、同公報に掲載される特許情報には、出願番号、発明の名称、出願人名、代理人名などが含まれる。

No.	Patent No.	Type	Title	Owner	Agent
1.	MY-148365-A	Granted	PHOTONIC CRYSTAL SECURITY DEVICE AND METHOD	DE LA RUE INTERNATIONAL LIMITED	CAROLINE ANNE FRANCIS XAVIER MONEY
2.	MY-148366-A	Granted	ACID-CAPPED QUATERNISED POLYMER AND COMPOSITIONS COMPRISING SUCH POLYMER	AKZO NOBEL N.V.	ZARAHAN BT SHAAR
3.	MY-148367-A	Granted	A WATER CONTAINER	MICHAEL PRITCHARD	CHARMAYNE ONG POH YIN
4.	MY-148368-A	Granted	A DEVICE FOR MARKING BOUNDARIES	LAND AND SURVEY DEPARTMENT	CHUAN JERN ERN
5.	MY-148369-A	Granted	ANTI-FOULING COATING COMPOSITION, ANTI-FOULING COATING FILM FORMED USING THE COMPOSITION, COATED OBJECT HAVING THE COATING FILM ON THE SURFACE, AND METHOD OF ANTI-FOULING TREATMENT BY FORMATION OF THE COATING FILM	NETTO KASEI CO., LTD.	SOO EE LIN
6.	MY-148370-A	Granted	SUSTAINED-RELEASE COMPOSITION AND METHOD FOR PRODUCING THE SAME	TAKEDA PHARMACEUTICAL COMPANY LIMITED	DAVID ALAN WYATT

(図3) MyIPO ウェブサイトの公報掲載ページ (<http://ipjournal.myipo.gov.my/ipjournal>) (2013/7/27 アクセス)

また、MyIPOは特許情報検索用のウェブサイト(図4)も提供している。検索キーとして、出願人名や出願日な



(図4) MyIPO ウェブサイトの特許情報検索用ページ (<https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>) (2013/7/27 アクセス)

どの書誌情報のほか、英語のキーワード検索も一部で可能となっている。ただし、検索に当たっては、掲載情報の欠損に注意を要する。

7. ミャンマー連邦共和国

ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）は、インドシナ半島の西側に位置し、約 68 万平方キロの面積に 6 千万を超える人口を要する国家である。

ミャンマーには現在有効な特許法が存在しないため、正式な特許情報は存在しない。一方で、一部の多国籍企業などは、登記法に基づいた「特許権」の登記を行い、登記された「特許権」を自ら新聞に「公告」することで「特許権」を確保する事例が散見される。

このような「公告」は、政府当局が行う正規の公告ではないものの、現地法律事務所や、大手特許情報提供企業の中には、このような「公告」を監視するサービスを提供するものもある。

8. フィリピン共和国

特許情報に関係する規定としては、フィリピン知的財産法第 44 条に、特許出願は、原則として出願日から 18 月を経過した後、先行技術を記載した文献を引用する調査書とともにフィリピン知的財産庁（IPOPHL）が発行する公報において公開する旨が定められている。また、同法第 52 条には、特許の付与についても、所定の期間内に IPOPHL の公報において公示する旨が規定されている。

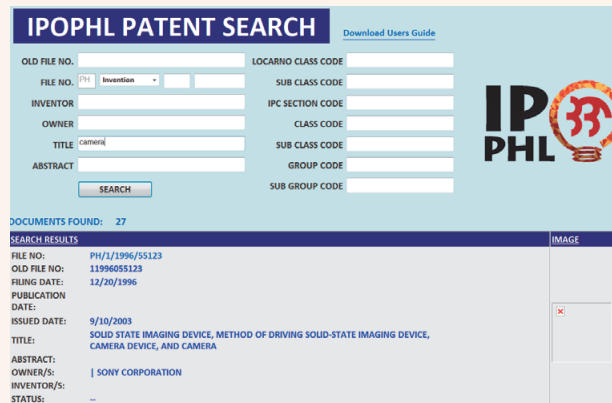
そして、これらの公表は、IPOPHL のウェブサイト（図 5）において数日ごとに発行される公報「e-GAZETTE」により行われている。一方、紙媒体による公報の発行は行われていない。

なお、公報の使用言語は英語であり、公報の内容は、書誌情報のほか、要約や代表図面などである。



（図 5）IPOPHL ウェブサイトの公報掲載ページ
（<http://patents.ipophil.gov.ph/PatGazette/>）
（2013/7/27 アクセス）

IPOPHL は特許情報検索用のウェブサイト（図 6）も提供している。同サイトの使用言語も英語であり、出願人名や分類番号といった基本的な書誌事項のほか、一部キーワード検索も可能となっている。ただし、検索に当たっては、掲載情報の欠損に注意を要する。

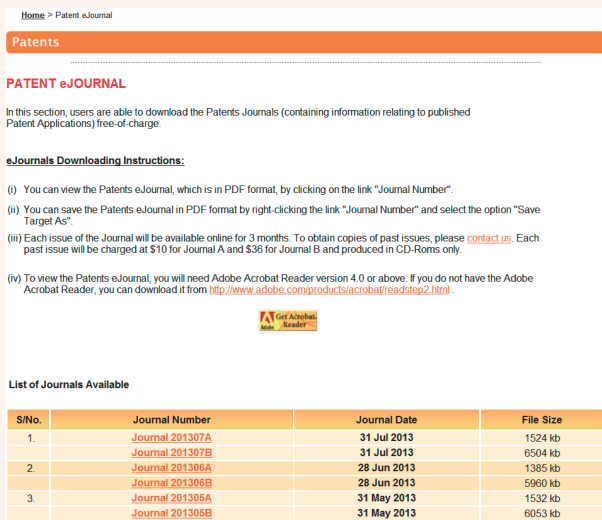


（図 6）IPOPHL ウェブサイトの特許情報検索ページ
（<http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/patents.aspx>）（2013/7/27 アクセス）

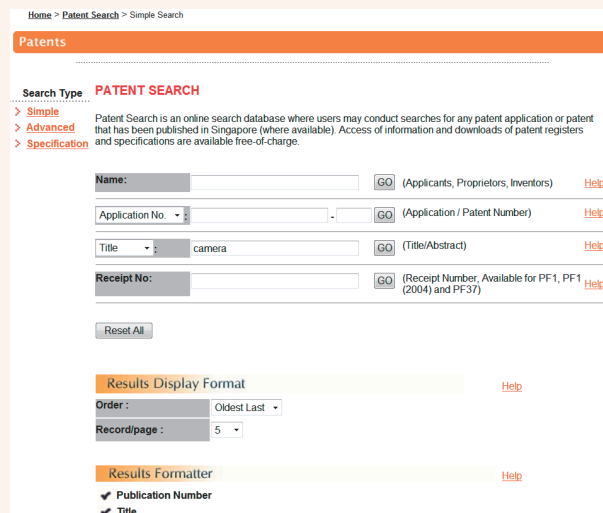
9. シンガポール共和国

シンガポール共和国（シンガポール）は、マレー半島の南端からジョホール海峡を隔てた島嶼国である。東京 23 区と同じ約 700 平方キロの面積に約 5 百万の人口を有する都市国家である。

特許情報に関連する規定としては、シンガポール特許法第 27 条に、出願が出願日を有する場合は、原則として、登録官は当該出願を所定の期間の終了後遅滞なく、出願時の状態で公開する旨が定められている。また、同



(図 7) IPOS ウェブサイトの公報掲載ページ
(<http://www.epatents.gov.sg/Journal/>)
(2013/7/27 アクセス)



(図 8) IPOS ウェブサイトの公報検索ページ
(<http://www.epatents.gov.sg/PE/>)
(2013/7/27 アクセス)

法第 35 条には、登録官は、特許が付与された後にも、遅滞なく特許が付与された旨の告示を公報に公告する旨が規定されている。

これらの公開は、IPOS のウェブサイト (図 7) を通じた毎月の公報発行という形で行われ、公報中に出願公開や特許公告の情報が掲載されている。一方、紙媒体による公報発行は行われていない。

なお、ウェブサイトには過去 3 か月分の公報のみ掲載されており、それ以前のバックナンバーは購入する必要がある。

IPOS のウェブサイトは特許情報検索ページ (図 8) も提供している。同ページも使用言語は英語であり、出願人名や分類といった基本的な書誌事項のほか、英語キーワード検索も一部可能となっている。

なお、シンガポールの特許情報検索に際しては、他の ASEAN 諸国と異なり、データ欠損の懸念は比較的少ない。

10. タイ王国

タイ王国 (タイ) は、インドシナ半島の中心に位置し、カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアと国境を接している。約 51 万平方キロの面積に 6 千万強の人

口を擁する。

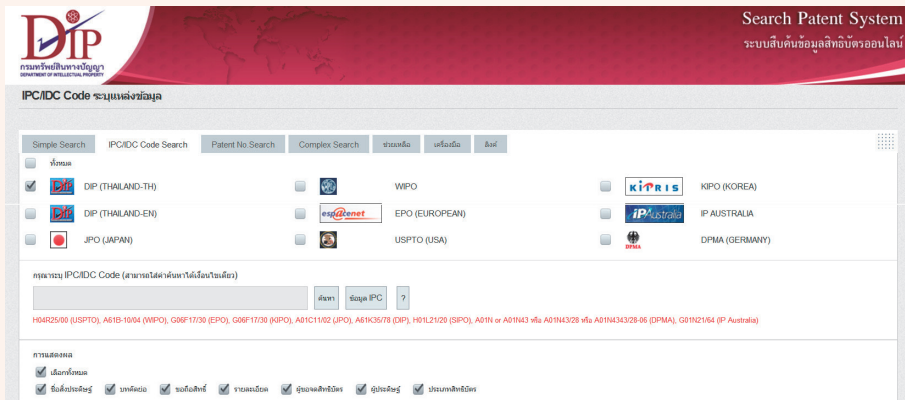
特許情報に関する規定として、タイ特許法第 28 条には、タイ知的財産局 (DIP) の局長は、当該出願が所謂方式要件を満たし、かつ不特許事由に該当しないものであると認めるときは、出願の公告を命じるとされている。

この公告は、DIP が紙媒体で発行するほか、ウェブサイト (図 9) を通じた検索も可能である。特許出願の公開情報には、出願番号、出願日、出願人の氏名、発明の名称、特許の詳細などが含まれる。なお、検索に当たっては、掲載情報の欠損に注意を要する。

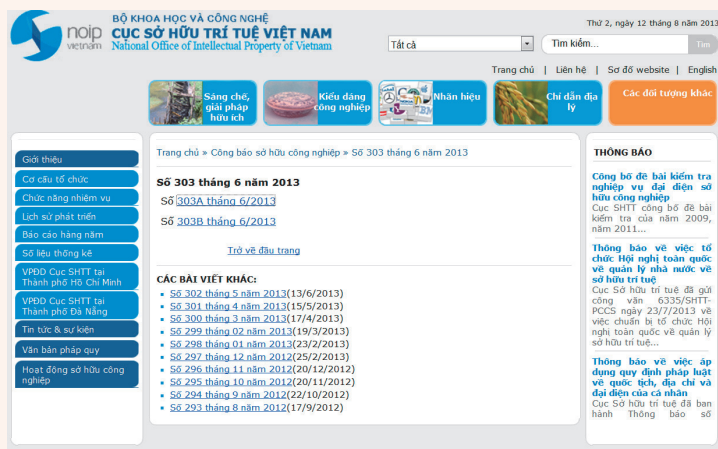
11. ベトナム社会主義共和国

ベトナム社会主義共和国 (ベトナム) は、インドシナ半島の東側に位置し、カンボジア、ラオス、中国と接する国家である。約 33 万平方キロの面積に約 9 千万の人口を擁する。

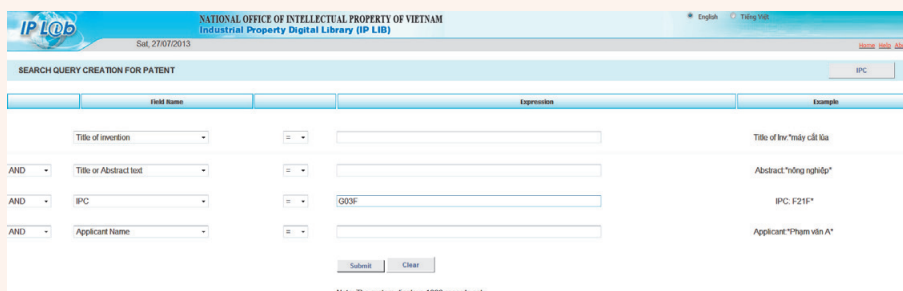
特許情報に関する規定としては、ベトナム知的財産法第 110 条に、ベトナム知的財産庁 (NOIP) は、方式審査が完了し、特許出願を受理した後、原則として出願日から 19 月目に公開される旨が定められている。また、同法第 99 条によると、NOIP は、特許証の付与決定時には、決定の日から 60 日以内に公報によりこれを公



(図 9) DIP ウェブサイトの公報検索ページ
 (http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?lang=en) (2013/7/27 アクセス)



(図 10) NOIP ウェブサイトの公報掲載ページ
 (http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agentDisplayContent)?OpenAgent&UNID=4AE606A79FCC281047257BAD0012C01D) (2013/9/14 アクセス)



(図 11) NOIP ウェブサイトの特許情報検索ページ
 (http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchPAT.php) (2013/7/27 アクセス)

告する旨が規定されている。

これらの公表は、紙媒体によるもののほか、NOIP のウェブサイト (図 10) を通じて毎月行われる。

NOIP のウェブサイトには特許情報の検索ページ (図 11) も設けられており、ベトナム語のほか、英語ペー

ジも用意されている。検索対象は、出願番号、出願日、出願人の氏名及び住所、特許の名称などであり、基本的な書誌情報を用いた検索が可能となっている。なお、検索に当たっては、掲載情報の欠損に注意を要する。

12. ASEAN としての取り組み

ここまでで紹介したとおり、ASEAN 各国の知財当局が提供する特許情報の発信は必ずしも十分とはいえない。

主要国の知財当局が提供するウェブサイト上の検索機能も、その多くは限定的と言わざるを得ず、検索機能を有する場合にも、データ欠損が散見され、基礎的な書誌情報も十分には取得できないのが現状である。

加えて、タイやベトナム、インドネシアをはじめ、独自の母国語を公用語とする国々においては、特許調査時の言語障壁も自ずと高まる。

さらに、現在、大手特許情報企業が提供する商用データベースも東南アジアの特許情報の充実化を図っているが、こちらでもデータの未蓄積や欠損が多く、道半ばと言わざるを得ない。

このような特許情報をめぐる現状については、ASEAN 当局も問題意識を有している。本節においては、ASEAN としての特許情報整備に関連する取り組みを簡単に紹介する。

ASEAN には、知的財産を専ら扱う組織として、ASEAN 各国の知財当局から構成される ASEAN 知的財産協力作業部会 (ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation / AWGIPC) が存在する。現在、AWGIPC は 2015 年の ASEAN 経済共同体設立に向けて、ASEAN 知的財産権行動計画 2011-2015 (ASEAN IPR Action Plan 2011-2015) に沿った活動を進めている。

同計画には 28 のイニシアティブがあり、その中には ASEAN 各国知財当局の基盤近代化が含まれ、データベースの整備、特許文献の電子化なども盛り込まれている。更には、ASEAN 各国知財庁間における共通電子データ管理システムの構築、検索システムの連携の実現性等に向けた調査といった野心的な取り組みも含まれている。

また、本年 4 月、AWGIPC は知財情報を一括して提供するウェブサイト「ASEAN IP Portal」(図 12) をリリースした。



(図 12) ASEAN IP Portal のウェブサイト
(<http://www.aseanip.org/ipportal/index.php>)
(2013/8/17 アクセス)

同サイトは、ASEAN 各国の知財関連情報を一元的に提供することを目指したものであり、データベース検索メニューも設けられている。

同メニューには、現時点では特許の検索は含まれていないが、商標、意匠及び地理的表示の各検索が選択できる。商標検索は OHIM の「TM View」ウェブサイトへ、意匠検索は OHIM ほか欧州の知財庁などが作成した「European Trade Mark and Design Network」ウェブサイトへ、地理的表示検索は欧州委員会下のウェブサイトで、欧州連合で登録された地理的表示などのデータベース「DOOR」ウェブサイトへ、それぞれリンクされている。

ASEAN 各国知財当局による特許情報整備の取り組みも道半ばではあるところ、各国の整備に向けた取り組みと共に、ASEAN としての上述した諸活動の更なる進展も期待したい。

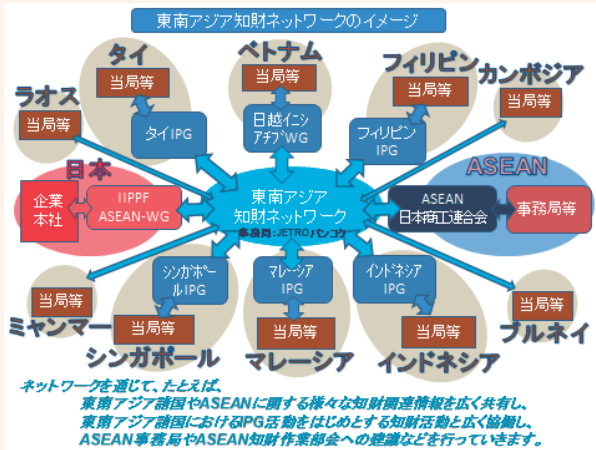
13. おわりに ～ JETRO の取り組み～

これまで ASEAN 各国の特許情報整備について簡単に俯瞰した。最後に、やや視点を変えて、JETRO バンコク事務所知的財産部が東南アジアの特許情報に関して行っている活動をごく簡単にご紹介する。

昨年度、同部は、前述した産業財産権情報へのアクセ

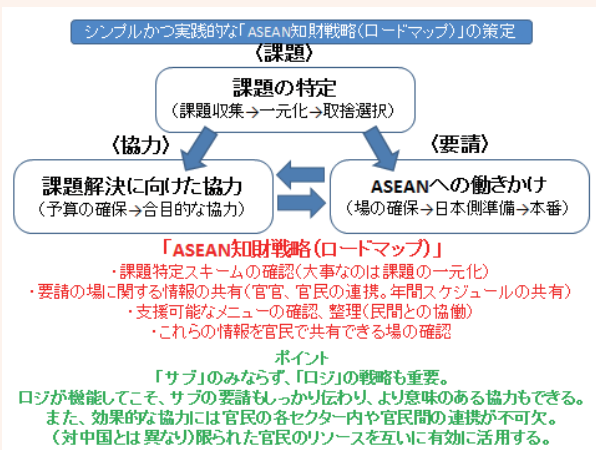
ス性に関する調査のほか、日系企業、関係団体と特許情報に関する意見交換を行い、日本知財学会第10回年次学術研究発表会企画セッション「アジア特許情報の最新動向」へ参加するなどした。

現在、同部は昨年3月に発足した東南アジア知財ネットワーク(図13)などを通じ、東南アジアにおいて日系企業が直面する知財分野の課題の収集、整理を進めている。

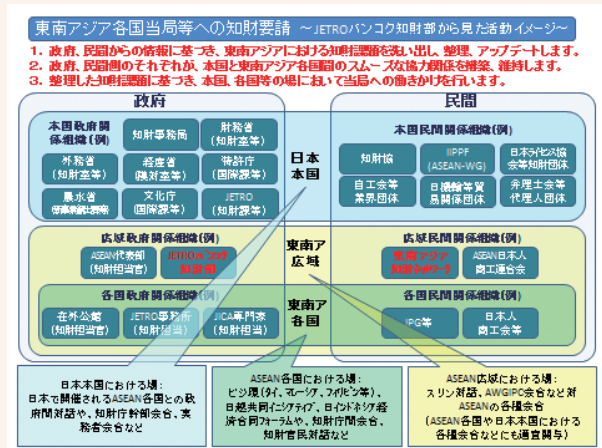


(図13) 東南アジア知財ネットワークのイメージ

収集、整理した課題は、今後、ASEAN当局に対して働きかけ(図14、15)を行う際の拠り所となるが、その中には特許情報関連も含まれる。



(図14) ASEANにおける知財課題の整理：ASEAN知財戦略の策定イメージ



(図15) ASEAN各国当局などに対する知財課題要請時の体制イメージ

特許情報は知財分野の中でも専門性の高い分野であり、課題の収集、整理や働きかけに際しては、当該分野に精通した関係者の協力が不可欠である。そこで、今後、拙稿をご覧いただいた諸兄弟のご協力を賜れば幸いです。

本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、JETROとしての公式見解などを述べたものではない。また、記載内容には十分注意しているものの、完全に正確な内容であることは保証できない。